k　項番９「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
l　項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
m　項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
n　項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
o　項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
p　項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
q　項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
r　項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
s　項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
t　項番18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
u　項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
v　項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
w　項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
x　項番22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
y　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
z　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第七面）
（単位：百万円、％、千件、年）

ＣＲ６：内部格付手法―ポートフォリオ及びデフォルト率（ＰＤ）区分別の信用リスク・エクスポージャー

		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	ＰＤ区分	オン・バランスシート・グロスエクスポージャーの額	ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランスシート・エクスポージャーの額	平均ＣＣＦ	ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後ＥＡＤ	平均ＰＤ	債務者の数	平均ＬＧＤ	平均残存期間	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）	ＥＬ	適格引当金
	ソブリン向けエクスポージャー												
1	0.00以上0.15未満												
2	0.15以上0.25未満												
3	0.25以上0.50未満												
4	0.50以上0.75未満												
5	0.75以上2.50未満												
6	2.50以上10.00未満												